

感染症流行期の冬季、年末年始も控えています。

新型コロナウイルス、インフルエンザ

ダブルで警戒!

※本記事は 11 月 17 日の状況を参考に作成しています。

新型コロナウイルスの感染状況は、第3波を危惧するものであり、岐阜県内では再度、クラスター（集団感染）発生 の 事 例 も 出 て い ます。また、この時期は空気が乾燥してくるとともに季節性インフルエンザの流行期にもなります。引き続き感染症対策をすることはもちろんですが、万が一の状況も想定し、適切な医療機関の受診方法についても確認しておきましょう。

発熱等(せき、だるさなど)の症状がある場合の相談・受診方法

- 外出を避け、まずは、**かかりつけ医などの身近な医療機関に電話相談**してください。
- かかりつけ医を持たない場合や、相談先に迷う場合などは、保健所に設置されている「**受診・相談センター**」に相談してください。

【相談窓口】 関保健所 ☎0575-33-4011 内線360

- 相談先の案内（自院への受診案内、他の医療機関を紹介など）に従って受診してください。

参考：岐阜県ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関する情報」

みなさんへ

冬のコロナ禍を乗り切るために以下のことについて、ご注意ください。

①高感染リスクの行動を回避

9月以降の県内クラスターは、閉め切った場所での「**親戚を含む大人数や長時間の酒類を伴う飲食・パーティー**」、「**接待を伴う飲食店利用**」を契機に発生しています。また、全国的には、狭い空間での共同生活(寮生活など)や居場所の切り替わり(休憩室など)の場面でも発生しています。

⇒「**大人数の酒類を伴う飲食**」など高感染リスクの場を回避しましょう。

特に「**マスク未着用**」「**大声を出し飛沫が飛び交う**」行動は要注意です。

②体調不良時は必ず行動をストップ!

県内で体調不良を押して飲食後、感染拡大した事例も見られます。

⇒「**体調がおかしい**」と自覚したら、会食をはじめ外出、出勤、登校をストップしましょう。

ただし、かかりつけ医など医療機関への相談・受診は行いましょう。

③「マスク着用」「手洗いの徹底」「人との距離確保」

様々な感染症が流行しやすい、乾燥する季節となりました。

⇒感染症からみんなを守る危機管理。引き続き、基本的な感染防止対策を徹底しましょう。

⇒職場・家庭内に感染防止対策を中心になって行う担当（ぎふコロナガード）を選任・設置し、感染防止対策を緩みなく推進しましょう。

④ストップ「コロナ・ハラスメント」宣言の徹底

コロナ・ハラスメントを許さない環境づくりをしましょう。実際にハラスメントを受けたり、見聞きした場合は、すぐに相談窓口にご相談しましょう。

【相談窓口】 岐阜県人権啓発センター ☎058-272-8252 平日 午前9時～午後5時まで

STOP！コロナハラスメント

新型コロナウイルス感染症は、誰でも感染する可能性があり、私たちが闘っているのは、人ではなく、ウイルスです。最前線で治療や社会生活維持にあたる医療従事者や関係者のみなさんへの「感謝」の気持ちを忘れず、万が一身近に感染した人がいる場合は、感染拡大防止のため、周囲や地域で支えていくことが大切です。そうした地域や人の絆がこの難局を乗り越えていく力になります。

不確かな情報に惑わされることなく、誹謗中傷は絶対になくしましょう。